

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 森 誠一

1 日 時

令和3年12月7日（火） 午前11時00分から
午後 2時48分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、清田哲也、志村学、井上伸史、浦野英樹、玉田輝義、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

衛藤博昭

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 大塚浩 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第106号議案から第108号議案まで、第116号議案のうち本委員会関係部分について及び第117号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情35について、質疑を行った。
- (3) 次期海外戦略の策定について、ドリームポートおおいたの実現に向けた取組について及び東アジア文化都市2022大分県実行委員会についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課政策法務班	主査	甲斐諒子

総務企画委員会次第

日時：令和3年12月7日（火）11：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

11：00～12：20

(1) 付託案件の審査

第116号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）
（本委員会関係部分）

(2) 付託外案件の審査

陳 情 35 大分県版総合戦略の原点回帰について

(3) 諸般の報告

①次期海外戦略の策定について

②ドリームポートおおいたの実現に向けた取組について

③東アジア文化都市2022大分県実行委員会について

④ユネスコ創造都市ネットワークへの臼杵市加盟について

⑤東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーの実施結果について

⑥トリニータのシーズン結果について

⑦県外事務所の移転について

⑧令和2年国勢調査の結果（確報）について

(4) その他

3 総務部関係

14：00～15：10

(1) 第116号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号） （本委員会関係部分）

第117号議案 令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）

第106号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会へ合い議）

第107号議案 当せん金付証券の発売について

第108号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
（福祉保健生活環境委員会及び農林水産委員会へ合い議）

(2) その他

4 協議事項

15：10～15：15

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、委員外議員として衛藤議員が出席しています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件及び陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

大塚企画振興部長 それでは、第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）のうち、企画振興部関係について御説明します。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

左から3列目、補正額（B）の一番下の合計欄にあるとおり、今回、5億1,983万6千円の増額をお願いするものです。

左から2列目、既決予算額（A）の一番下、80億8,049万5千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額（A）＋（B）は、86億33万1千円となります。

これは、ポストコロナ社会の輸送手段を支えるバス・タクシー事業者の車両を維持するとともに、徹底した感染防止対策と利便性向上対策を行うものです。

事業の詳細については、担当課長から説明します。

遠藤交通政策課長 資料2ページをお開きください。地域公共交通運行継続緊急支援事業5億1,983万6千円です。

バスやタクシーなどの地域公共交通事業者は、

新型コロナウイルス感染症の複数回にわたる拡大と、そのたびに繰り返される外出自粛や移動制限等による利用者の急激な減少により、厳しい経営状況に直面しています。本事業は、今後の観光復活を前に、バス・タクシー事業者に対する県独自の支援を行うものです。

1のバス・タクシー車両の維持・確保、4億8,546万1千円についてです。

これは、車両の保有等に要する維持経費を支援することにより、経営状況の悪化に伴うバス車両やタクシー車両の減車を防ぐことで、コロナからの回復後においても、コロナ前の運行水準を維持することを目的としています。

具体的には、感染防止対策を済ませた車両を対象に、1台当たり、乗合バスは30万円、貸切バスは15万円、タクシーは10万円をそれぞれ給付するものです。

また、乗務員と利用者をコロナから守るため、感染防止設備等を整備するための経費を支援することにより、県内のバスやタクシーの安全・安心を確保し、ひいては大きく減少した公共交通の利用の回復を図ります。

車両内の飛沫感染防止のための防護スクリーンの設置や抗菌コーティングの施工等に対して、費用の4分の3を県が負担します。

次に、2の将来に向けてのGTF S整備、3,437万5千円についてです。

公共交通の中でも、特に乗合バス網を今後もできる限り維持するためには、地域住民の利用拡大のみならず、県外からの観光客や訪日外国人等の来訪者の利用を取り込んでいくことが必要であることから、ポストコロナ時代における乗合バスの利便性向上策の一つとして、乗合バス事業者の協力を得て、バスのダイヤや運賃などの運行情報のオープンデータ化を行うものです。

GTF Sとは、経路検索サービスや地図サービスへの情報提供を目的に策定された標準の公

公共交通データフォーマットの事です。これを広く公開することで、例えばGoogleマップやジョルダン等の各種経路検索サービスに、本県の乗合バスの運行情報が反映されることとなります。

これにより、地域住民はもとより、来訪者にも乗合バスを認知してもらえる機会が多くなるとともに、鉄道やバス同士の乗換え、乗り継ぎに関する情報が事前に得られることで、公共交通が利用しやすくなり、ひいては公共交通利用者の拡大にもつながることが期待できます。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから質疑はありませんか。

堤委員 バス・タクシー車両の維持・確保で、台数を教えてほしいのと、あと、さきほどのGTF Sについて、これは乗合バス、路線バスの関係だけでも、タクシーの場合は、結局、どこからどこまで行くのに料金が大体どれくらいかかるかとかは結構乗るときに不安になったりする場合もあると思うのよね。これに活用できるデータと言うか、そういうのは検討されているか、その2点を教えてください。

遠藤交通政策課長 1点目の台数ですが、乗合バスについては567台、貸切バスについては286台、タクシー車両については2,089台と考えています。

2点目のGTF Sに関して、こちらはタクシーにもということですがけれども、今回、バスの停留所とか、決まっている区間の運賃だとか、時刻も既定路線でやっているの、そのような静的なデータをフォーマットとして準備して提供していくと捉えています。今回、タクシー等については対象にはなっていません。

タクシーについては、道路の渋滞状況とか、どういう経路にするかで、なかなか一概に固定するのは難しいと思っています。今後そういう方策があるのか、国も含めて少し勉強してみたいとは思いますが、今回の対象はあくまで路線バスで、まずはここの整備をしていきたいと思っています。

堤委員 タクシーは基本的には個人タクシーも

全部対象になると、2,089台というのも大分県内のタクシー全ての台数と認識していいのか。あと、さきほどのGTF Sの関係で、後で多分説明があると思うんだけど、Ma a Sの関係で、結局、タクシーとバスとホーバーと空港と、いろいろ結んでモビリティをやっているという方向がある。その中で、今、タクシーについて技術的にこういうものが利用できるというアプリとか何かあるのかな。

遠藤交通政策課長 一つ目のタクシーについては、個人タクシーも含め2,089台という数字になっています。

二つ目について、現在、アプリを使っての配車は各交通事業者でやっています。Ma a Sでは、バスだったり、ホーバーだったり、タクシーも全て一括で、マルチモーダルで経路検索ができるところが新しい取組ですし、今後、タクシーについても、ワンアプリで配車から決済までやりたいと思っています。今の配車アプリだと、例えば、タクシーを呼んで、実際決済するときはほかの、例えば、ペイペイで決済する形に分かれていると思うんですけども、それがワンアプリでできる形を目指していきたいと考えています。

御指摘のとおり、このGTF Sについては、Ma a Sに必要な静的データとなってくるので、そこも含めてしっかりとこの機会に整備していきたいと思っています。

玉田委員 まず、このバス・タクシー車両の維持・確保については、地方路線維持のためにはとても大事なことなので、ぜひお願いしたいということで要望です。この間も意見交換しましたが、紙幣が変わることによる両替機、バスの中とか、それから、あわせてこの際にキャッシュレス化と言うか、そういうところを計画的に進めると言うか、そういう将来像を描きながら今回検討してほしいと要望として申し上げたいと思っています。

やっぱり両替機を交換するのもかなり費用がかかるというし、経営母体が弱いところにはその後押しができるかということもあると思うので、いろんなことが紙幣が変わること

で影響を受けるのではないかと考えています。ぜひその辺も検討していただきたいと思っています。何かあれば、よろしくお願いします。

遠藤交通政策課長 御指摘のとおり、紙幣が変わることによる両替機、こちらはバスに限らず、いろんなところで必要な投資になってくると思っています。我々も交通事業者からやはりその辺の懸念は既にお伺いしているので、今後、国も含めて何かしらの支援があるかも見極めながら、しっかりコミュニケーションを取っていききたいと思っています。

キャッシュレス化については、やはり一部のところでは進んでいるけれども、まだバス等は全域では導入されていないのが事実です。初期投資もですけれども、ランニングコストもいろいろかかるという課題もあります。一方で非常に利便性が高いものであることは間違いないと思っています。今後はそれらのキャッシュレス対応も含めて、しっかりと検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

浦野委員 バス・タクシーの車両維持・確保交付金についてですけれども、正直、このバス、タクシーの事業者については今までの国や県の支援策でどうしても足りない部分があったと思うので、本当にこれはありがたい制度だと思うんですが、やはりできるだけスピーディーと言うか、素早く給付に結び付けるために、手続などで何か工夫する予定はあるのかお尋ねします。

あと、2番の感染防止対策の補助ですね。これは今まで大体バスもタクシーも何らかの感染対策を施されていると思うんですけど、やっている車は多いかなと思うんです。既存のものは対象になるのか、それとも逆に言うところから行うものだけ対象になるのか、そのあたりの区分というか、どのタイミングでの対策が対象になるのかを教えてください。

遠藤交通政策課長 一つ目のスピーディーな手続のところは御指摘のとおりだと我々も考えているので、議決いただければ、すぐに交通事業者を集めて説明会をして、早ければ年内に一部執行できるようにスケジュールを組みたいと思っています。いずれにしても、なるべく早く手

元に支援金が届くよう進めていきたいと思っています。

あと、感染防止対策については、こちらは昨年度の9月補正でも同様のことをやっているんですけども、やはりその当時は、特に体力的にも落ち込んでいて、なかなか4分の3補助があってもできないところもあって、両方やっているところも含めて、5割ぐらいしか進んでいないのが現状です。今回改めて、感染対策をしたところに対してはしっかりと30万円、15万円の支援をすることで、インセンティブという形で感染防止対策も進められれば良いなと思っています。今回の感染防止対策の支援については、これから行うものが対象と考えています。

浦野委員 分かりました。素早い給付に結び付けられるよう、よろしくお願いします。

あと、2番の感染防止対策も、混乱することがないように、これは対象になる、ならないというのは分かりやすい説明をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

森委員長 関連して、この感染防止対策の抗菌コーティングの施工の後に、などとありますけど、どういったものが対象になるのか分かればお願いします。

遠藤交通政策課長 飛沫防止という形で、物理的に飛沫が来ないようにするのが一つと、あとは消毒で、抗菌コーティングだとか、今どのような形にするか検討中ではあるんですけども、コーティングではなくても、しっかりと日々消毒をする形もあるのかなということで、などを付けています。実際に何を対象にするかについては、現在検討している状況です。

森委員長 ちなみに、それにキャッシュレス化みたいなことは入るんですか、入らないんですか。非接触式ということで。

遠藤交通政策課長 あくまで今回は飛沫防止と消毒の二つをしっかりとやっているところについては支援金の対象になるので、キャッシュレス等については対象とする予定はありません。

井上委員 ちょっと今日バスが遅れたんですよ。それで、このバスのことが出ているんで質問しますけど、高速バスで40分ぐらい待ったんで

すね。何も連絡がないんですよ。大変困ったな
と。こういうのがあると、そういった遅れる連
絡もしていただけるのかなということが第1点。

それと、時々私はタクシーに乗るんだけど、
コロナが大変でしょうねという話の中で、今回、
県もいろんな交付金で対応しているけれども、
どうですかねと聞いたら、私には余り関係ない
ですよ、会社でしょうと言うわけよ。個人の給
与までには反映しないのかなと。極端な話で恐
縮ですがね。だから、そういう話があったんで、
いわゆる個人、そういった会社に勤めている方
の報酬までには全然関係ないんですよ、会社を
維持するだけの支援金なのでね。その辺の使い
方がちょっとなかなか分からんもんで、何で個
人までにも対応できないのかなと思うんですよ
ね。勤めている方の給与まで少しでも対応でき
るといいなと思うんですけども、そういう話
がありました。

遠藤交通政策課長 一つ目の遅延しているとい
う情報については、今回のGTF Sはあくまでも
静的データ、運賃とかバス停とか決まったデ
ータになるので、いわゆる動的なデータ、今ど
こに車両があつて、どれだけ遅れているかとい
うリアルタイムの情報とはなっていない
。ただ、そういうリアルタイム情報、いわゆ
るバスロケーションについては、現在、大分
の中では一部、バスどこ大分が入っている
ところは対応しているんですけども、まだ全
域まで及んではないので、今後はそこもし
っかりとやっけていかなきゃいけない課
題の一つかなと認識しています。

二つ目ですが、運転士とかの個人の給料
にはどうなんだという話だとは思って
はいるんですけども、今回はあくまでも、
本来、車両の維持にかかるであろう部分
の2分の1相当をお支払するという考
えです。なので、お金に色はないと言
うか、その分、乗務員の手当だとか、
その他の費用とか、そこに縛りはし
ませんけれども、浮いた部分をいか
していただければと考えています。

井上委員 出来高払だからね、ちよ
っと分からないところがあるんだ
よね。どのくらい給与をもらって、
どれくらい出来高払なのか、その中

身が分からんもんですから、単純に聞
いたわけなんで、なるべくドライバー
にも少しは支援が届くようにして
いただけるといいなと思います。
森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はあり
ませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もない
ようですので、これで質疑を終
わります。

なお、本案の採決は、総務部関係
の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わ
ります。

次に、付託外案件の審査に入
ります。

議長から回付されている陳情
35について、執行部の意見を
求めます。

藤川おおいた創生推進課長 陳情
文書表の5ページをお願いします。
陳情35について御説明しま
す。

本陳情は、平成27年10月に策
定した第1期まち・ひと・しごと
創生大分県総合戦略の策定過程
が、まち・ひと・しごと創生法
や策定のためのガイドライン等
に準拠するものではないことから、
総合戦略に位置付けられた事
業に充てた地方創生関連交付金
の申請及び利用が、補助金適
正化法の補助金等の交付の不正
な申請及び不正な使用に相当
するとして、県民への説明責任
を果たすことを求めるものです。

本県の総合戦略は、長期総合
計画の中から、まち・ひと・し
ごと創生に関連する施策を集
中の・重点的に推進するための
計画として策定するものである
ことから、審議・検討を行う組
織についても、長期総合計画の
策定にあたる大分県新長期総
合計画策定県民会議が兼ねま
した。

また、知事をトップとする大
分県まち・ひと・しごと創生本
部会議を開催し、直接、市町
村長から意見をいただいたほ
か、長期総合計画とともに実
施したパブリックコメントでも
広く県民の皆さまから意見を
いただきました。

そして、本常任委員会にお
いても委員の皆さまに御審
議いただいた上で策定しており、
陳情文書中のガイドラインに
沿ったものであると認識して
います。かつ、法律やガイド
ラインを所

管する内閣府からは、総合戦略の策定過程について、了解をいただいています。

以上のことから、総合戦略は適切な体制で策定されており、県民にも公開されているので、問題ないと考えています。

森委員長 この陳情について、御意見等はありませんか。

堤委員 今日、陳情者も見えられていますけれども、県としてずっとこれまでも対応はしてきたと思います。毎回こういう形で陳情も出されて、そのたびに多分真摯な対応をしたと思うんですけども、やっぱり、今回、平成27年の第1期計画に基づいてと。若干今までのパターンと少しは違うんですけども、陳情者自身も状況は分かっているか分からないかそれは分かりませんが、説明は果たしていると思うけれども、まだ本人は納得していない部分もあるんだろうから、その辺は今後も真摯に話し合いをしてあげてをぜひ要望しておきたいと思います。

藤川おおいた創生推進課長 今までも丁寧には対応させていただいたつもりではあるんですけど、今まで以上に丁寧な対応に心がけたいと思っています。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

それでは、①と②について説明をお願いします。

平川国際政策課長 お手元の資料の3ページを御覧ください。大分県海外戦略について御説明します。

平成31年3月に策定した現行の海外戦略が今年度末を終期としていることから、令和4年度からの3年間における海外施策の羅針盤となる戦略を策定するものです。

これまで県の各部局で構成するプロジェクトチームで検討を進めるとともに、9月には企業

経営者や有識者等から成る海外戦略アドバイザー会議を開催し、様々な助言や提言をいただきました。

現行の海外戦略は、海外の成長を取り込みつつ共に発展するという基本的理念のもと、戦略1 海外の活力を取り込む、戦略2 海外の人材を取り込む、戦略3 国際交流・国際貢献の推進、戦略4 国際人材の育成・活用の四つの柱で構成されています。

次期海外戦略においては、現行戦略の四つの柱は継続しつつ、少子高齢化や人口減少が進む中で、外国人材に対するニーズ増大に伴う外国人住民の増加等を踏まえ、新たな柱として、多文化共生の推進を加え、コロナ収束後の反転攻勢に向けた攻めの戦略を策定します。

続いて、資料4ページをお開きください。新たな海外戦略案の概要について説明します。

戦略1では、国において令和2年11月に策定された農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略等も踏まえつつ、中国や香港、台湾等のアジア地域のみならず欧米も視野に、農林水産物や加工品の輸出強化を図ります。インバウンドについては、コロナ収束後を見据え、中国を中心とした東アジア、東南アジア、欧米・大洋州など、特定国に依存しない多角的な誘客対策を実施します。加えて、これまでに構築した海外政府機関等との連携に関する覚書、いわゆるMOUを通じ、企業等が海外展開を行いやすい環境を整備します。

戦略2では、留学生インターンシップの促進や留学生採用に関心のある企業の掘り起こし等を通じ、留学生の県内定着促進を図ります。加えて、宇宙港の実現に向け、米国企業等と連携した取組を推進するとともに、外国人材に選ばれる大分県となるため、外国人が安心して暮らすことができる環境整備等を行います。

戦略3では、コロナ収束後の外国人住民のさらなる増加を見据え、多文化共生を推進するため、多言語による相談体制の充実を図るほか、日本語教育ボランティアの育成や、日本語教室がない市町村における日本語教室設置の取組を支援します。加えて、国際交流団体のネットワ

ーク化による団体ごとの事例・ノウハウの共有を行い、外国人住民の支援体制の強化を図ります。

戦略4と5では、東アジア文化都市2022やツール・ド・九州の実施を通じた交流の促進を図るとともに、青少年や企業のグローバル人材育成に取り組みます。

今後のスケジュールとしては、今月行うパブリックコメントを経て、来年1月に開催する海外戦略本部会議での策定を予定しています。

遠藤交通政策課長 それでは私から、ドリームポートおおいたの実現に向けた取組について、三つ御説明します。資料5ページを御覧ください。

まず、ホーバークラフト旅客ターミナル施設ワークショップの開催結果について説明します。

現在、旅客ターミナル施設的设计業務を担っている建築家の藤本壮介さんと運航事業者である第一交通産業株式会社とともに、去る10月8日に開催しました。

ワークショップには、西大分の発着予定地に近い春日・八幡・中島の3小学校区の地域住民のほか、障がい者、大学生、高校生、経済・観光・地域づくりの各団体の方々など65名に御参加いただきました。

海上アクセスの導入意義やホーバークラフトの導入を決定した経緯などの説明に加えて、設計者である藤本壮介さんが、ターミナル施設的设计コンセプトや施設利用のイメージについて、3Dパースを用いてオンラインで説明を行いました。その後、参加者の皆さんと意見交換を行い、旅客ターミナル施設やホーバークラフトの運航に関して、利用者目線に立った様々な意見や要望をいただきました。

主な意見、要望等を、資料6ページにまとめているので御覧ください。

特に、ターミナル施設と船舶について、障がい者に配慮してほしいという要望をいくつかいただきました。聴覚障がいのある方からは、ターミナル施設と船舶の両方で、音声だけでなく目で見て分かる方法で、例えば文字情報などによる情報発信をしてほしいという要望がありま

した。また、視覚障がいのある方からは、出港間近に駆け込み乗船をしようとする利用客との接触事故が起こらないように、ターミナル施設の柱の配置を考えてもらいたいという要望がありました。また、車椅子利用者からは、ユニバーサルツーリズムが推進されるよう、一人だけでなく複数の車椅子利用者が乗船できる船舶にしてほしいという要望もいただきました。

ターミナル施設と船舶の設計にあたっては、こうした意見を参考にしながら、障がいのある方もない方も、誰もが利用しやすいものとなるようバリアフリーの対応を進めていきたいと考えています。

なお、資料7ページに、ワークショップで使用したターミナル施設のイメージ図を参考資料として添付しています。

続いて、大分空港・宇宙港将来ビジョンの策定に向けた取組について説明します。資料の8ページをお開きください。

現在、本県ではホーバークラフトの導入のほか、アジア初の水平型宇宙港の実現、コンセッション方式の導入検討などを進めており、大分空港は新たにドリームポートおおいたとして生まれ変わろうとしています。

このような大分空港独自の魅力やポテンシャルを最大限いかし、国内外から多くの人を本県に呼び込むためには、大分空港が目指すべき将来像を明確にし、その実現に向けた取組を戦略的に推進する必要があります。

そこで、県内の官公庁、交通事業者、経済団体、観光団体等から成る大分空港利用促進期成会内に有識者を加えた大分空港・宇宙港将来ビジョン検討部会を設置し、様々な観点から御意見等をいただきながら、ビジョン策定に向けた取組を進めています。

全体のスケジュールとしては、去る10月14日に第1回の検討部会を開催し、年度末までに一定の素案を策定して、来年の夏頃には期成会としての成案を目指すこととしています。

また、第1回検討部会における主な意見を、資料9ページにまとめているので御覧ください。

国際線をはじめとした航空ネットワークの充

実だとか、空港施設の拡充、またカーボンニュートラルの取組や先端技術の活用など、様々な観点の意見をいただいているので、今後さらにたくさんの意見をいただきながら、ビジョンの検討を進めていきたいと考えています。

続いて、資料10ページを御覧ください。大分空港を起点としたMa a Sの推進についてです。

Ma a Sとは、住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上はもとより、地域の課題解決にも資する重要な手段です。

大分空港への移動手段の利便性向上は、ホーバークラフトの導入だけでなく、しっかりと陸路の利便性向上を図っていくことも必要不可欠です。

そのため、大分空港利用促進期成会に大分空港を起点としたMa a S検討部会を設置し、交通関係機関等が抱える空港アクセスに関する課題や改善点等を整理した上で、今後Ma a Sを導入する実証実験等を実施していきたいと考えています。

次の11ページを御覧ください。検討部会については、交通事業者をはじめ関係団体などに参画をいただき、10月14日に第1回目の部会として、大分空港における二次交通の現状と改善の方向性等について、意見交換を行いました。委員の皆さまからは、Ma a Sは今後取り組んでいかなければならない課題であることや、今後高まるインバウンドの需要を考えると、キャッシュレス等を備えたMa a Sの整備が重要であるなどの意見をいただきました。

また、第2回目を11月26日に開催し、先進的な取組事例の紹介等をして意見交換を行いました。

今後も、交通事業者をはじめ関係団体と連携しながら、大分空港を起点としたMa a Sの導入に向けてしっかりと議論していきたいと考えています。

森委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

井上委員 思い付きで申し訳ないんだけど、ホーバークラフトを利用する人は結局ビジネスマンで、この絵だと歩いて行くと結構遠いんじゃないかな。ビジネスマンだから、もう急いで行って急いで帰るというタイプが多いんじゃないかな。これはよく分からんけど、イメージからすると相当歩いたりするんかね。ゆったりとするのは分かるんだけど、ビジネスマンが利用するんで、こういった発着地で大丈夫なのかな、利用するのかなと。結構、空港でも歩くのが大変で、駐車場から中に入り、入口まで遠く、なかなか歩いてから大変だという人が多いんだよね。私たちは年齢的にそうかもしれんけど。このイメージからすると、どうも歩いたりなんたりして、その辺のところは大丈夫なんですか。ビジネスマンが利用するというので、これに対応できるのかなという感じです。

遠藤交通政策課長 7ページの図だと、少し分かりづらいところがあったかもしれませんが、今回、このターミナルには、まず、しっかりと500台程度の無料の駐車場を整備します。それに加えて、バスやタクシー等での公共交通機関での乗り入れができるようにしています。この7ページの右下のところは実際にホーバーに乗るところと、ターミナルの待合場の関係性になるんですけども、このターミナルの待合場からすぐにホーバーに乗り込めることを考えています。

こちらは上昇していくように、非常に長いスロープになっているところが特徴的ではあるんですけども、こういうところは地域の方々に、又は観光のときに上っていただいて、別府湾の眺望を見ていただくとか、散策をしていただくとか、ゆっくりした活用もできるし、ビジネスマン等については車なり公共交通機関で来て、スムーズな動線でホーバーに乗れるようにしっかりと工夫をしていきたいと思っています。

井上委員 できてみないと分かんないね。ありがとうございます。

堤委員 今、図の説明が少しあったんだけど

も、真ん中のずっと長いスロープがあるよね。下になっている方が別府の方向でいいのかな。

それと、右下の灰色のところがあるよね。こちら辺が駐車場になるのかなと今の話を聞きながら思ったんだけど、それをちょっと説明してください。あと、車椅子の関係で、なるべく多くの車椅子スペースを確保できる方法を検討しますと書いているんだけど、具体的に設置が一つはメインとしてあって、それ以外に座席を倒して、結局、最大で何台ぐらいのスペースができるのかをお尋ねします。

もう1個は、Ma a Sの関係で、これはいろいろアプリとかシステムを構築していかないといかんのかなけども、それを作る会社と言うか、それはどういうところを考えているかを教えてください。

遠藤交通政策課長 一つ目の方向なんですけれども、7ページの資料の真ん中のところに、左側に向かって上昇していく、その左側の方が別府の方ですね。海の方になっています。

それで、右下のところの灰色の部分は駐車場ではなくて、ここにホバークラフトが乗り上げてくると。実際に今、駐車場の配置については設計中で、真ん中の右に上がっていくターミナルの奥側の方にできるイメージで考えています。（「結構歩くね」と言う者あり）そんなに歩かないと思います。一般的に着いてから何分も歩かなきゃいけない構造にはならないので、そこは御安心いただければと思います。

それと、車椅子のところは御指摘のとおり、常にスペースとして1台分は用意します。その上で、これも現在設計中なので、まだ具体的に何台と申し上げるのは難しいんですけども、今考えているのは、前の方の席については、この椅子をはね上げる形で、需要に応じて臨機に車椅子の方でも車椅子のまま固定できる方策を考えていこうと。現在の設計の中で最大何台置けるかは、これから検討だとは思いますが、設計事業者や運航事業者と相談しながら、そこはしっかり検討していきたいと思っています。

あと、Ma a Sについてです。今、全国にいろんなMa a Sアプリが乱立している中で、全

国津々浦々、又は世界からいろいろ来られるので、複数のアプリがしっかりと連携した形での利用ができないか、これがいわゆるAPI連携と言うんですけれども、空港で地域限定のアプリを使ったとしても、わざわざ東京から来た人がそれをダウンロードするとか、海外から来た人がダウンロードしなきゃいけないとなると、それではなかなか利便性が高くないよねということで、皆さんがお住まいの地域とかで使えているアプリが大分空港についてもうまく連携して使えることができないか、今、問題提起をして議論しています。まだ具体的にどのアプリをやるかというところまでは決まっていませんけれども、今後そういったところも踏まえて、しっかりと関係者で議論していきたいと思っています。

玉田委員 今の車椅子の関連ですけど、今まで確認したことはあったのかなと思いながら聞いていたんですけど、乗り場から船に乗るところのジョイントの部分の車椅子はスムーズに行けるように確保されているんですか。

遠藤交通政策課長 これは西大分のターミナルも空港側もそうですけれども、基本的に段差がなく、バリアフリー対応となる動線をしっかり考えているので、そこは御安心いただければと思います。

玉田委員 分かりました。

浦野委員 5ページのところに、ホバークラフト旅客ターミナル施設ワークショップの開催結果が出ているんですけど、大分市はどういった関わり方をしたのかをちょっと教えてもらいたい。大分市内のアクセスだとか、次のページのにぎわいの中でも、やっぱり回遊ですよ。これは大分市も状況を分かっていた方がいいし、いろいろ意見等を交換しながら進めた方がいいんじゃないかなという気もするんですが、そのあたりはどうでしょうか。

遠藤交通政策課長 御指摘のとおり、やはりホバーターミナル周辺の道路については、一部大分市の市道の部分があるので、現在そこについて一緒になって、交通量等を踏まえた上での渋滞対策を検討しています。あと、ちょうど令

和5年度に大分市の田ノ浦に憩い・交流拠点施設が造られるので、そこと連携したにぎわい、又は連続性、回遊性みたいなところと一緒に連携してやっていかなきゃいけないねという話をしているのです、そのような関係で言うと、西大分沿岸地区全体のにぎわい、流れをつくるという意味で御参加いただいています。

浦野委員 分かりました。例えば、住民の説明会にも大分市の担当者が来られていますけど、やはり必要に応じて情報を共有化して、スムーズに意見交換が進むように今後も進めていただければと。これは要望です。

森委員長 それでは私から1点だけ。

今、Ma a Sの話も出ました。11ページの意見にも、インバウンドの需要を考えると、キャッシュレス等を備えたMa a Sの整備が重要であると。今回、大分空港を起点にということ、国東、別府、大分、また、その先のデスティネーションに向けてもキャッシュレス等の整備は重要だと思います。特に、今日、玉田委員もいますけれども、JR、鉄道事業者にも今回加わっていただいています。無人駅等で降りたら、Suicaを使って決済ができないという状況をよく見かけることがあります。当然、由布院駅ありませんから、そういうことで困っているお客様もいらっしゃると思うんですよね。

そういった部分を、ハードの導入で各駅にいわゆるキャッシュレスの端末を置いたり、機器を置いたりというのは難しい部分もあるかもしれないので、技術的な部分でそういったものをカバーできないかと。そういった働きかけもぜひお願いできないかなと思うし、JR九州に九州3県議連とかで要望に行ったときも、宮崎や熊本議連からもよくこの議論が出ますけれども、JR九州からはその部分についてはこれ以上計画はありませんという答えしか返ってこないんですよね。その部分をこういったMa a Sの導入と同時に、各駅等で活用できる技術について、また検討いただけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

遠藤交通政策課長 貴重な御意見ありがとうございます。今回は大分空港を起点としたMa a

Sの実証ではありますが、今後はこのエリアに限らず、いろいろと全域に広げていければなと思っています。

その中で、鉄道駅の問題にも、例えば、Ma a Sを使えば、無人駅で切符が買えないとかも多々あると思うんですけども、そういうところは事前にアプリで購入ができる形で、実際にやっているところもあつたりするので、そういうところも検討できると思っています。Ma a Sといってもやり方次第では地域課題の解消につながるやり方がいろいろあると思っていますので、本日いただいた点についてはしっかり受け止めて、そういう発想も持って検討していきたいと思います。

森委員長 実際あつた話で、例えば、滝尾駅から豊後竹田駅、三重町駅に来る方が、結局決済ができないので、では、滝尾駅に帰ってまた決済できるんかといったら、結局何もできないみたいな形になっている。特に、今、豊後竹田駅と三重町駅は駅員がいるから、そこで切符も買えるんですけど、例えば、豊後清川駅なんか切符も買えないですよ。どっちかと言うと、敷戸駅からキャッシュレスを使って来た人とか、そういった人が困ることがよくあるので、そういった部分をぜひ意識して、解消に向けて努力いただけたらなと思っています。

そのほかよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

衛藤委員外議員 2点あつて、1点目がホーバーの件です。ちょっと記憶が不確かで、利用見込者数の中に大体観光の方が占める割合を思い出せなくて、ある程度あると、やっぱり観光案内所機能をどうするかをホーバー基地も考えていかなきゃいけないんですけど、そのあたりの検討状況を教えてください。

もう一つが、今、エアライナーがホーバーを導入することによって減収が見込まれると。そういう中で、運行事業者にとってはこのエアライナーが稼ぎ頭の事業になるので、ここの収益をもって地方の赤字路線の運行に充てているという話も伺っています。この話自体は、やっぱ

り地方のバス路線のビジネスモデルの根幹に関わる部分なので、ここが崩れると地域バス路線全体の維持をどうするかという、結構根本的なところから議論し直さないといけなくなるという問題をはらんでいると思います。この考えと今後どのように進めていくつもりかをお伺いします。

遠藤交通政策課長 1点目の観光とビジネスのところの割合を詳細に出しているものではないんですけども、おっしゃるとおり、今回、アジアで唯一の乗り物でアクティビティとしての魅力、観光利用というところは非常に我々も期待しています。なので、この観光情報の発信の仕方はしっかりと工夫していかなければいけないとは思っていますが、まだ現時点で具体的にどういう場所に何を置くかまでは決めていません。今後、設計が定まり次第、そういうところもししっかりと検討していきたいと思っています。

2点目のエアライナーについては、ホーバークラフトに利用転換が一部されるところの減収が見込まれるのではないかと御指摘はいろいろなところからいただいています。我々もそこも含めて現在交通事業者とお互いが共同してウィン・ウィンになれる議論を定期的に月1回か2回ぐらいしている状況です。

今後の路線バスですけれども、その在り方は、このホーバーに限らず、もともとこのままで本当に維持できるのかという問題もはらんでいるので、今回のエアライナーの減収にかかわらず、しっかりと地方の路線バスが維持できる対策を、これを機会にはではないですけども、我々としてもしっかりと考えていかなきゃいけないと思っています。

衛藤委員外議員 観光案内所に関しては一般質問でも取り上げたんですが、特にインバウンドの関係とか、行動変容に関わる部分で結構果たせる機能も大きかったりするので、ぜひまた機能の持たせ方については、より一層御検討いただければと思います。

森委員長 それでは、ほかに御質疑もないようですので、次に③から⑥について説明をお願いします。

足立芸術文化スポーツ振興課長 資料12ページを御覧ください。

来年、日中韓の3か国で取り組むこととしている東アジア文化都市事業についてです。本日15時から、大分県実行委員会を立ち上げ、本県における事業の準備を加速させていきます。

実行委員会のメンバーは、資料右側にあるとおり、芸術文化や観光、経済団体の方々のほか、報道機関の方々にも参加していただくこととしています。

資料の13ページを御覧ください。第1回目となる本日の会議では、基本構想案を示して、これをたたき台としながら、1年にわたって実施する本県の取組等について議論を行います。

この基本構想案は、まず、開催趣旨として、東アジア文化都市・大分県として、伝統を継承し活かすとともに、新たな文化の創造や未来を切り拓く元気づくり推進に県民総参加で取り組み、文化の香り高い「創造県おおいた」の実現を図るとしています。また、14ページ左側にあるとおり、開催テーマとともに、人を育て活かす、地域を創造する、東アジアの相互理解と多様性の尊重に貢献するという3点を事業目標に掲げています。

そして、具体的な取組として、14ページ右側のプレ事業、開幕事業や、15ページの都市間交流事業、閉幕事業を進めていくこととしています。各事業の実施に向け、今後、実行委員会の中で、アイデアを持ち寄りながら、県民総参加となる事業につなげるとともに、県内の多彩な芸術文化、歴史文化、食文化、豊かな自然など、本県の魅力を積極的に発信していきたいと考えています。

続いて、資料16ページを御覧ください。

先月、臼杵市がユネスコの事業であるユネスコ創造都市ネットワークに食文化の分野で加盟が認定されました。

このユネスコ創造都市ネットワーク事業は、2004年に創設されたもので、創造性を核とした都市間の国際的な連携によって、地域の創造産業の発展を図り、都市の持続可能な開発を目指すものです。食文化のほか、音楽やデザイ

ンなど七つの分野に分類されており、世界の加盟都市は295都市、国内では、今回の臼杵市を加えると10都市となりました。

国内の加盟都市は、資料右側の中ほどの一覧表のとおりであり、臼杵市と同じ食文化の分野では、山形県の鶴岡市が2014年に加盟しています。

資料の右側を御覧ください。今回、臼杵市は、伝統的な和食を根底から支える味噌・醤油などの醸造・発酵産業に支えられた食文化がしっかりと受け継がれていることや、こうした伝統に加え、近年では、2010年から稼働している大分土づくりセンターの完熟堆肥を用いた有機農業や水源涵養の森づくりなどの取組も評価されたものだと考えています。

資料17ページを御覧ください。食文化の分野では、世界で新たに13都市が加わり、49都市の加盟となりました。地方創生が強く求められる中、こうした地域の強みをいかした取組は、地域活性化に加え、地域の自信と誇りにつながるものと考えています。

当課としても、中部振興局や臼杵市と連携を密にしながら、推進母体である臼杵食文化創造都市推進協議会の取組を引き続きしっかりと後押ししていきたいと考えています。

続いて、資料18ページを御覧ください。

今年4月から8月にかけて実施した東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーについて、これまで本県における事業の企画・運営を行ってきた大分県実行委員会が業務終了に伴い先月組織を解散しました。ついては、その実施結果について御報告します。

まず、1の経過ですが、本県では、オリパラ聖火リレーを円滑に実施するため、県、市町村、県議会、県警等で構成する大分県実行委員会を平成30年8月に立ち上げました。延べ9回にわたる実行委員会や関係機関による幹事会を適宜開催し、情報共有や事業計画の策定を進めるとともに、事業実施に取り組んできました。聖火リレーに関する最終の決算額については、右上の点線囲みにあるように、全体で約1億8,800万円程度の見込みです。

この実行委員会について、関連事業が終了し、当初の目的を達成したことから、先月開催した実行委員会において、会の解散を議決しました。

次に、2の聖火リレーの取組結果についてです。

(1) オリンピック聖火リレーでは、4月23日と24日の2日間にわたって、県内全市町村を179人のランナーが聖火をつなぎ、1,572人のボランティアに活動していただきました。

(2) のパラリンピック聖火フェスティバルでは、本県では、採火式を全市町村が実施し、8月16日の集火式・出立式にも全市町村が参加し、式典を開催しました。

今回の東京オリパラの聖火リレーは、新型コロナウイルスの影響で日程が延期されるなど、これまでにない状況の中での開催でしたが、県民をはじめ、県議会の皆さまにも御理解と御協力をいただいたことで、無事に全日程を終了することができました。大変ありがとうございました。

続いて、資料19ページを御覧ください。

県議会議員の皆さまにおかれては、日頃から大分トリニータへ御支援をいただいております。心からお礼申し上げます。12月4日にJ1リーグが終了したので、シーズン結果等について御報告します。

左側のJ1順位表にあるように、今シーズンの大分トリニータは、9勝8分け21敗で、勝点35、順位は18位でした。

昨シーズンまでの主力選手が移籍するなど、大変厳しい状況の中で、チーム・フロントが一丸となって戦いましたが、残念ながら4シーズンぶりのJ2降格となりました。

次に、右側のJ1リーグ観客動員数を御覧ください。今シーズンも新型コロナウイルスの影響がありましたが、ホームゲームの平均入場者数は昨シーズンを上回る6,723人で、J1リーグ11番目と地方クラブでありながら、多くの方から観戦いただいております。

資料の20ページを御覧ください。大分FCの令和4年1月期決算について、本年10月末時点の状況を説明します。

まず、左側の損益計算書です。当期純利益は表の一番下にあるように、4,500万円の最終赤字を見込んでいます。

これは、表の上から2番目の法人広告請負料が、1億2千万円程度減収となったことが主な要因であり、スポンサー企業も新型コロナの影響で、経営状況は厳しいものと思われます。一方で、赤字額は昨期から8,800万円程度改善すると見込んでいるので、今後とも、営業努力と経営改善に取り組み、単年度の赤字縮減に向けて取組を進めていきます。

次に、右側の貸借対照表の右から2列目の令和4年1月期の決算見込純資産合計は、プラス4,800万円の黒字となっており、債務超過の状況は回避できると見込んでいます。

来シーズンも新型コロナの影響は続くものと思われますが、経営基盤の強化とJ1復帰を目指し、スポンサーの獲得やシーズンパス販売数の確保に取り組んでいくので、県議会議員の皆さまには引き続きの御支援をお願いします。

森委員長 ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないようですので、次に⑦と⑧について説明をお願いします。

石井政策企画課長 続いて、県外事務所の移転について報告します。資料の21ページをお開きください。

東京事務所の移転については、今年3月の予算特別委員会において御説明したとおり、現在の入居ビルが老朽化により取り壊されることから、永田町駅付近の都道府県会館へ年内の移転を目標に進めてきました。

今月18日には引っ越しを行い、12月20日から都道府県会館4階の新事務所において業務を開始することとなったので御報告します。

新事務所は、各省庁や政府関係機関との交通アクセスが良く、また、全国知事会などの事務局や、ほぼ全ての都道府県の東京事務所が入居していることから、関係機関との連携が図られ

るものと考えています。

次に、福岡事務所についてです。

福岡事務所が入居するビルについては、建築から45年が経過し老朽化が進んでおり、更新が困難な設備や地下躯体からの漏水等も発生していることから、ビルの管理会社から、令和5年8月から取り壊しを行うとの通知がありました。

現在の定期賃貸借契約が令和5年3月31日で期間満了となることから、令和4年度末までの事務所移転を図っていきたくと考えています。

移転先については、移住・定住や学生の県内就職をさらに促進していく観点から、d o t. (ドット)との連携強化が重要となってくるので、d o t. 周辺エリアを候補の一つとして検討を進めていきたくと考えています。

藤田統計調査課長 続いて、資料の22ページを御覧ください。

11月30日、総務省統計局のホームページに昨年10月1日現在で実施した国勢調査の人口等基本集計の確報値が公表されたので御報告します。

全国の総人口は1億2,614万6,099人で、前回平成27年調査に比べ、94万8,646人減少しています。

本県の総人口は112万3,852人で、前回調査に比べ、4万2,486人減少しています。

九州各県と比較すると、本県の人口は第6位、人口増減率は第7位です。なお、九州で人口が増加したのは、福岡県と沖縄県のみです。

全国との比較では、本県の人口は第34位、人口増減率は第36位です。全国でも人口が増加したのは、東京都、沖縄県、神奈川県など8都県にとどまり、39道府県は人口が減少しています。

次に、資料の23ページを御覧ください。大分県の年齢3区分別の人口です。

年齢3区分別では、15歳未満の年少人口は13万5,272人、15歳以上64歳以下の生産年齢人口は59万6,527人、65歳以上の老年人口は36万9,192人です。前回

調査に比べ、年少人口は1万1,141人、生産年齢人口は6万6,422人減少しています。一方、老年人口は1万7,447人増えています。

森委員長 ただいまの報告の国勢調査の結果についてですが、全国比較の説明にもあったように、本県の人口増減率は全国第36位です。前回の調査結果も含め、分かりやすい一覧表、A3の資料ですが、私の方で作成し、補足資料としてお配りしているので、参考にしていただければと思います。

それでは、二つの報告について、質疑などはありませんか。

堤委員 九州で今、福岡県が伸びていると。確かに福岡県を見れば、若者が集まってくる都市構造になっていると思うんだけど、そこでから得られる教訓と言うか、当然、大分県からかなり行っていると思うんだけど、福岡県が伸びている原因と言うか、何かつかんでいるものはありますか。

藤田統計調査課長 福岡県の人口移動については詳細の公表がまた来年2月になるので、そのときに5年前との比較が分かるかと思います。

藤川おおいた創生推進課長 明確な要因が分かっているわけではないんですが、福岡県も人口は増加しているんですけど、実は東京には転出超過で負けているんですね。なので、大分県だったら大分市に人口が集まり、九州の中では福岡県に集まり、日本全体では東京に集まるという形で、やはり都市に人が吸い寄せられている状況の中での福岡県の人口増加ではないかと思っています。

堤委員 都市化の中で大分県の人口が流出していくのは、それは賃金も違うし、いろいろ暮らしの問題も違って来るから分からんでもないんだけど、難しいね。いろんなことを総体的にやっていかないとできないなと。賃金の問題もそうだし、いろいろ家庭環境の問題も改善させていかなきゃいけない。全部まとまっていかなきゃいけない。そういうのは企画振興部でまとまって横断的にやっているの。

藤川おおいた創生推進課長 正におっしゃるとおりで、おおいた創生推進課が人口ビジョンだ

とか、まち・ひと・しごと創生総合戦略を所管しているんで、全庁を見渡して人口施策を考えることになっています。

森委員長 そのほか、委員の皆さまありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

衛藤委員外議員 先日の一般質問のときに部長から御答弁いただいた中で、人口に関する効果については時間がかかるみたいなこととか、息の長い取組を行う必要があるという御答弁をいただきました。その一方で、人口ビジョンを示してから、もう間もなく7年が過ぎようとしています。もう十分息の長い時間は過ぎているようにも感じています。

そういう中で、今回の国勢調査の結果が出て、これを見ると、2010年から2015年の5年で増減率29位だったのが今回36位まで落ち込んでいると。補足資料で増減率の差を見ると、全国で下から5番目。これはやっぱりこの5年間の大分県の人口政策が、みんなだめだと言うんだったら順位は変わらないはずなんですけど、ほかの都道府県と比べて極めて結果が出ていないからこういう数字が出てきたんではないのかなと思っています。

私見ですけど、やっぱり一つは、人口ビジョンが達成のための計画であるわけですから、ここで示されている政策のアプローチについての定量評価、実際どれくらい数値的に効果があるのかが、ちょっと誤解を招きやすいので、前提として、産めよ増やせよというわけではなくて、社会政策としての問題の中で、個人の思想信条に踏み込まないという政策の中での定量評価を、まだまだやる余地があるのかなと感じています。

そこで、政策の有効性を見て、その後、例えば、今、出会いサポートをやっています。出会いサポートが令和2年度で50組、令和3年度で90組できると。人口ビジョンの中で、この規模で足りるのかと。では、拠点を増やして、もっと成婚数を増やせる取組ができるんじゃないとか、そういう検討余地はまだまだあると思うんですよね。そういった検証でこれからま

だ伸ばしていく余地がある中で、そういった点についてのアプローチについてどのようにお考えか、お伺いできればと思います。

大塚企画振興部長 ありがとうございます。今お配りいただいた国勢調査の結果は、本当に我々は大変厳しく受け止めているし、危機感を持ってやらないといけない問題だと十分認識しています。

今、議員が御指摘の政策のアプローチはどうかということですが、定量的に計れるものをしっかり検証して、それを施策につなげていくべきと。私はおっしゃるとおりだと思っています。ただ、それができるものと、なかなかできづらいものがやはり現実としてはある。特にこの人口は、自然増と社会増、この二つに分かれるのかなど。自然増についても、例えば、子どもを産むという判断、あるいは社会増でいくと、移住するという判断、これは様々な要因があって、その結果が出てくるものだろうと。それにはやっぱり時間がかかるものもあるし、即効性のあるものもあるんじゃないか。

即効性のあるもの、検証ができるもので申しますと、例えば、昨年度から始めているITスキルを県外で学びながら県内の企業と結び付ける。これは50人の枠でやって、これが本当に50人埋まるか。では、埋まらなかったとすれば、その要因は何なのか。うまくいったとすればどうなのか、その辺はしっかり検証しながら、また次につなげたいと思います。

そういうことで、定量的に検証できるものは本当に議員のおっしゃるとおりだと思うので、しっかりやっていきたいと思います。ただ、なかなかそうではない、総合的な施策の積み重ねでやるものは、なかなかそこは検証しづらいということもあるので、十分議員の御意見は踏まえながら、今後しっかり危機感を持ってやっていきたいと思います。

衛藤委員外議員 ありがとうございます。国勢調査は新しいのが出たばかりで、総務省が出している結果の解説を私もちよっと拝読しました。これを見ていると、増加しているのはほとんどが大都市の都道府県なんですけど、その中

で滋賀県が増えているんです。出たばかりなので、結果の分析はまだまだこれからだと思います。滋賀県は5年前も増えているんです。2015年のときも増えているので、こういったところもしっかりまた研究していただいて、その研究の結果も議会にぜひ御報告いただければと思います。

地方都市でも減少幅が縮小している都市、例えば、茨城とか山梨、群馬なんかは日本で魅力がワーストで話題になったりもしましたけど、そういうところが実質減少幅が縮小したりとかしています。

昨日、福祉保健生活環境委員会でちょっと人口ビジョンについて触れたんですが、直接的には言わないんですけど、子育て満足度の議論なんかも、これは人口政策としてはやっていないというのが非常に強くにじみ出てくるんですよ。やっぱり縦割りの壁は、企画振興部で、ぜひ壊していただければと思います。

大分市で人口が増加しているエリアが今三つあります。大分駅の南側と大在エリアと坂ノ市エリアです。この三つは共通点が1個あって、いずれも区画整理をちゃんとやっているエリアです。区画整理をやったら人口が増えるわけではないんですけども、人口が増えているエリアはみんな区画整理をちゃんとやっている。やっぱり都市計画であったりとか、交通計画も含む都市計画、そういった社会インフラの部分の整備はこれから絶対に必要になってくると思うので、ぜひまた土木建築部とかとも——そこは何か本当に縦割りで、今困っています。ぜひ企画振興部の力でその縦割りを壊していただければと思います。どうぞよろしく願います。その辺について。

大塚企画振興部長 正に議員のおっしゃるとおりだと思います。一つは、都市の魅力をどう上げていくか、これは福岡が独り勝ち、九州では独り勝ち、そこだと思います。さきほど話題にも出ていますが、福岡はビッグバンということで様々な民間の投資も呼び込みながら、魅力度がどんどん上がるように相乗効果でやっています。やはり大分市に限らず、都市の魅力、まち

の魅力をどう上げていくか、都市計画も含めてであろうかと思えます。今御指摘をいただいたとおり、縦割りにならないように、しっかり全庁をあげて取り組んでいきたいと思えます。

森委員長 それでは、ほかにないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 本会議でも一般質問の中で、今、衛藤議員が言われた人口ビジョンの話が出てきました。今、部長の決意もお聞きしたわけですが、国勢調査の結果もしっかり踏まえた上で、やはりさきほど危機感を持ってという言葉をいただいたので、これからの政策について、しっかりまた議論を重ねながら、実効性のあるものを組み立てていく必要があると思えます。しっかり私どもも議論させていただきたいと思っています。

それでは、ほかにないようですので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。再開は、午後2時からです。

午後0時20分休憩

午後1時59分再開

森委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

それでは、最初に、補正予算について審査します。

第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 初めに私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明申し上げます。

本日の委員会では、付託案件5件について審査をお願いしています。

このうち、第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）については、新型コロナウイルスの感染拡大防止や経済活動の回復等を進めていくため、早急に対応が必要な経費を計上しています。

第117号議案令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）は、令和2年度に発行を予定していた猶予特例債について、その償還を行う公債費の予算の減額補正を行うものです。

第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正については、キャッシュレス決済への対応に伴う徴収方法や銃砲刀剣類関係事務手数料、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料において必要な条例改正を行うものです。

第107号議案当せん金付証券の発売については、令和4年度の公共事業等の財源の一部に充てるため、他の関係地方公共団体と共同して発売する当せん金付証券、いわゆる宝くじを発売するにあたり、議決を求めるものです。

第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正については、農地法に基づく農地の転用許可等に係る県の事務について、由布市へ権限を移譲するものなどです。

各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明するので、どうぞよろしくお願いします。

高木財政課長 第116号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）の歳入全般について説明します。

総務企画委員会資料の1ページをお願いします。

この補正予算案は、資料の冒頭にあるとおり、国の経済対策に係る補正予算案及び県内の感染状況等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止や経済活動の回復、ポストコロナに向けた構造改革に取り組むとともに、災害に強い強靱な県土づくり等を進めていくため、早急に対応が必要な経費を計上するものです。

補正額は、1補正概要にあるとおり、455億1,139万2千円の増額であり、既決予算を加えた累計額は7,801億9,451万7千円となります。

次に、歳入について説明します。

令和3年度補正予算に関する説明書（補正第11号）を抜粋したものを総務企画委員会資料

で説明します。

3枚めくっていただき、総務企画委員会資料4ページをお開き願います。

今回補正するのは、一番下の分担金及び負担金13億6,126万円、1枚めくっていただいて、5ページの上から二つ目の国庫支出金244億1,363万5千円、その三つ下の繰入金38億6,784万7千円、その二つ下の諸収入3,465万円及びその下の県債158億3,400万円を合わせた455億1,139万2千円となります。

その主な内訳について説明します。次の6ページをお開きください。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金は、244億1,363万5千円の増額となっています。

主なものとして、一番上の第1目総務費国庫補助金、一番下の第3目保健環境費国庫補助金及び8ページの一番上、第6目商工費国庫補助金に計上している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の合計34億2,883万6千円は、地域公共交通事業者など経営が厳しい事業者への支援や、PCR検査等の対象者の拡大に要する経費に充当するものです。

6ページにお戻りいただいて、第2目福祉生活費国庫補助金のうち、保育・介護職員等処遇改善交付金30億7,700万円は、事業所の賃金の引上げに要する経費に充てるものです。

1枚めくっていただいて、7ページの第5目農林水産業費国庫補助金45億2,387万8千円と、8ページの第7目土木費国庫補助金123億3,636万7千円は、国の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策及びTPP対策として実施する公共事業に充当するものです。

9ページをお願いします。

第12款繰入金第2項基金繰入金38億6,784万7千円の増額は、表の一番上、第1目財政調整基金繰入金について、県内の消費拡大や地域経済の活性化を図るために、市町村と連携したプレミアム付商品券を発行するための財源等として、38億2,356万7千円を繰り入れるものなどです。

最後に、10ページをお開きください。

第15款第1項県債158億3,400万円の増額は、公共事業の財源として発行するものです。

歳入についての説明は以上です。

小石電子自治体推進室長 令和3年度大分県一般会計補正予算（第11号）のうち、総務部関係の歳出部分について説明します。

総務企画委員会説明資料の11ページを御覧ください。行政手続電子化推進事業3,684万4千円です。

1概要ですが、本事業は、行政手続の電子化を加速するため、視認性・操作性が高く、オンライン決済に対応可能で、申請フォーム構築が容易な電子申請システムを導入するとともに、あわせて、施設予約と決済がオンラインでできる施設予約の専用システムを導入するものです。

2行政手続の電子化の取組状況ですが、県では、行財政改革推進計画に基づき、令和6年度までに行政手続の100%電子化に取り組んでいます。令和4年度以降は、年間100件未満の2,100手続や金銭収納を伴う手続の電子化に取り組む必要があります。件数も多いため、来年度早々に作業に着手できるよう年度内に準備する必要があることから、今回の補正予算で新システムの導入に必要な予算をお願いするものです。

3現在の電子申請システムとの比較ですが、新システムでは、利用者から要望の多かった書類を添付する際の容量拡大などを行うことにしています。

最後に、5スケジュールですが、電子申請システムと施設予約システムのいずれも、年内に公募を開始し、1月下旬から2月上旬頃に契約、その後導入作業に着手する予定です。

資料12ページを御覧ください。続いて、キャッシュレス対応推進事業573万2千円です。

1概要ですが、本事業は、県民の利便性向上と県の業務効率化のために、公金収納のキャッシュレス対応を推進するものです。

具体的には、2キャッシュレス実施計画（素案）の概要ですが、県では、行財政改革推進計画に基づき、公金収納におけるキャッシュレス

化を推進しており、現時点の進め方について、この実施計画（素案）にまとめています。

（１）目的ですが、行財政改革推進計画の最終年度である令和６年度のキャッシュレス対応完了を目指していきます。

（２）取組項目ですが、公金収納のキャッシュレス対応は、三つの取組を柱に進めていきます。

一つは、窓口公金収納のキャッシュレス対応です。３年度は試行として、複数のキャッシュレス端末を導入し、その操作や事務フロー等について、機種ごとに整理します。４年度は、その成果をもとに、振興局、土木事務所等のうちそれぞれ１か所で先行導入し、事務フロー等について機関ごとに整理します。５年度は、それを基に他の事務所等に横展開し、６年度から本格運用していきます。本事業は、このうち３年度の試行分として、東部保健所、産業科学技術センター、歴史博物館の３か所にキャッシュレス端末を導入するものです。

二つは、電子申請に伴うオンライン決済です。さきほど申しました電子申請システムの導入により、今後行政手続の電子化にあわせて順次オンライン決済に対応していきます。

三つは、納入通知書におけるキャッシュレス対応です。現在、財務会計システムの改修に向けた設計を進めており、６年度の更新時に納入通知書にバーコード印刷できる機能を追加し、専用サイトへアクセスしてオンライン決済に対応できるようにします。

なお、本実施計画は、４年度以降の実施内容等をさらに検討した上で、年度内に成案としてまとめ、改めて報告させていただきます。

４スケジュールですが、年内に公募を開始し、３月上旬からの運用開始を予定しています。

樋口県有財産経営室長 続いて、総務企画委員会資料の１３ページをお開きください。繰越しの早期設定をお願いするものです。

表の中段、８土木費１土木管理費の県有建築物保全事業費４、１７９万３千円は、新型コロナウイルスの影響による世界的な半導体供給量の不足により、工事部品の納入が遅れていることから、十分な工期を確保して部品の確保に努

めるものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員 行政手続の電子化、キャッシュレスの関係で、これはいろいろシステムを作っていく、構築中とあったんだけど、そのシステムを作るのはどこが作るんですか。つまりその企業。

小石電子自治体推進室長 企業が持っているパッケージを導入する予定です。

堤委員 どこですか。

小石電子自治体推進室長 業者はまだ決まっていません。これから公募の手続をして、審査した上で業者を決めることになります。

堤委員 それはキャッシュレスも一緒。

小石電子自治体推進室長 キャッシュレスも同じです。

堤委員 なかなか、かみ合わんな。

それで、企業が構築するんだけど、通信情報機器とかシステムを構築する企業は実際に県内では結構多いんですか。それとも、こういう構築をする場合には県外のＩＴ関係の企業とか、ＮＴＴとか、そういうところがやっぱり多く受け入れるようになるんですかね、その辺は。

小石電子自治体推進室長 県内にはなかなかそのパッケージを持っている企業がないようです。審査の過程でどうなるか分かりませんが、そういった状況です。

堤委員 多分これは県がするものだから、ＷＴＯの関係には引っかけられないと思うんだけど——かかるのかな、それが一つ。ついでに、自治体クラウドで標準化の関係かな、ああいうものについての開発とか、国がするとは思いますが、そういう契約との関わり合いは県は関与するんですかね、その辺は。

小石電子自治体推進室長 まず、後段の部分からですけれども、国が進めているガバメントクラウドについては、国が準備、契約するという事で、県はタッチしません。

堤委員 ＷＴＯは。

小石電子自治体推進室長 ＷＴＯについては、電子申請システムが金額上それに引っかけると

で、それにのっとった手続をしていくことになります。

堤委員 それで、ちょっと私が今一番危惧しているのは、日米がデジタル協定を結んだでしょう。それと、RCEPも来年1月か、発効するでしょう。その中で、ちょっと調べてみたら、結局、サーバーについて、日本が構築するガバメントクラウドであったとしても、相手が仮にアメリカ系企業とか中国系企業であれば、そのサーバーを日本国内に設置しなさいということではできなくなってしまう。つまり、国がする場合は、サーバーそのものがアメリカとか中国とかに設置される可能性があるわけですよね。そうなったときに、アメリカや中国もそうなんだけれども、結局、自国の企業は、得た情報は全部国に出さないかんという法律になっているわけね、その国々では。そうなったときに、県の関係だから、県民がいろいろ情報を標準化で活用した場合、そういうサーバーに行っちゃうと。それがそのままアメリカ政府とか中国政府に流れる危険性があるんです。だから、その辺の危惧は、県として国に対して出しているのかがちょっと気になるんだけど、その辺はどうですか。

小石電子自治体推進室長 ガバメントクラウドについては、国内に設置すると聞いているので、そういった危惧はないのかなと思っています。

堤委員 国内に持ってきた、それは強制できないよね。結局、相手の企業が、GAFAMとか中国系とかいろいろな企業があるでしょう。そういう関連している企業が取った場合は、日本政府が日本国内にサーバーを置いてちょうだいと、それは強制できないわけだから。つまり協定違反になっちゃうから。そういったときに、外国に持ち出されてしまう可能性があるということ。そこを県としてもちゃんと監視の目を光らせとかんと、何でんかんでん国がやるからそのとおりやればいんだというのではなくて、そういう監視の目を持っていただきたいというのが言っている意味なんです。その辺はどうですか。

小石電子自治体推進室長 十分注視していき

いと思います。

堤委員 よろしく。

井上委員 新型コロナ感染において、今回、月に9千円処置するという話があるんですね。いろいろ聞くと、焼け石に水のようなことを言うんですよ、施設に行っている人にそういう話をちょっと聞きました。

そこで、例えば、基準として、月収が大分県の場合は平均このくらいだと。それに9千円加えるところなるという、何か具体的にというか、そういった数字で表すことができれば、教えてもらいたい。

例えば、福岡の場合は結構高いという話を聞くんですね。ですから、福岡県と大分県の賃金的な格差というのは、その中で、どのような状況なのかと、やっぱりそういうのがあるんですね。その辺どうですか、言えますか。

高木財政課長 すみません、そちらの資料については福祉保健部の方で持っていると思います。こちらの方では……

井上委員 国庫補助金があるけん、ごめん。

高木財政課長 持っていないので、必要であればそちらの方から用意します。

井上委員 ごめんなさい。僕が間違ったね。後でまた教えてください。

清田副委員長 県有建築物保全事業費4,179万3千円について、半導体不足による建築資材等の入荷が遅れるので、工期を延ばすのに要する経費という理解でよろしいですか。

樋口県有財産経営室長 この予算分は今から発注する分なので、その分を見越して、工期延期というか、工期を長く取って十分確保しようというものです。

清田副委員長 ちなみに、その対象工事は何件ぐらいありますか。

樋口県有財産経営室長 今のところ2件で、半導体を使う電子機器の工事が主になっています。

清田副委員長 ありがとうございます。

浦野委員 補正の15番の行政手続電子化推進事業で、11ページに説明資料がありますけれども、新しいシステムに変えていくということですよ。

今の電子申請ができるシステムは、いわゆる電子証明書が必要な手続と、逆に、例えば、最近のコロナ関連のシステムは電子証明書なしでも申請できるものが結構あるんですけど、これは利用する側からすると、電子証明書を取るのは結構面倒な手続かなと思うんですが、電子証明書の扱いとかについては今のところ何か考えはあるでしょうか。

小石電子自治体推進室長 どんな手続かにもよるんですけども、厳格な本人確認を求めるものであれば電子証明が必要になりますし、そこまで本人確認が必要でないということであれば、電子申請システムに登録した上でIDを発行してもらって申請することになるかと思います。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会部分について、さきほど審査した企画振興部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち本委員会部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第117号議案大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第117号議案令和3年度大分県公債管理特別会計補正予算（第1号）について説明します。

お手元の総務企画委員会資料の14ページをお開きください。

今回の補正予算は、1補正概要（1）歳入及び（2）歳出の補正予算案にあるとおり、3億4,300万円の減額で、既決予算額からこれを減じた累計は、計の欄にあるとおり、1,338億785万2千円となります。

2補正の内容ですが、令和2年度に発行を予

定していた猶予特例債について、令和2年度の県税収入が見込みを上回ったことを受け、発行を抑制したことから、その償還を行う公債費の予算について減額補正を行うものです。

猶予特例債については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業者の収入減に対して、地方税の徴収を猶予した際に生じる一時的な減収に対応するため令和2年度に創設された償還が1年間の地方債です。

猶予特例債は交付税措置がなく、令和2年度税収が想定よりも増額したことから、令和2年度最終専決予算で発行を抑制しました。

今回は公共事業の補正予算において県債の発行が行われることから、それにあわせて確実に不用となる猶予特例債の償還予算について、減額補正を行うものです。

なお、一般会計補正予算についても、猶予特例債の償還に必要となる公債管理特別会計への繰出金の減額をしています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員 猶予特例債の関係ですね。コロナの関係で猶予措置をした場合、来年も当然同じような状況、申告がね。今年1年間になるわけだから、来年度予算の場合でもこういうものは計上するという事なんですか。

高木財政課長 猶予特例債は昨年度特別に措置されたものですが、本年度は猶予特例債は措置されていないので、その発行を予定していません。

堤委員 その理由は何ですか。

高木財政課長 新型コロナウイルスが令和2年度に急激に広がって、事業者の収益が非常に急激に落ち込んだということがあって、それを緩和するために昨年度猶予を持ちました。これについては、県側も先が見通せないというところがあったので、猶予額が大きくなればなるほど県の税収が落ちてしまうと。取りあえず猶予なので、それを補填するために、昨年用意したのは今年1年間だけなので、今年入ってきますと。そのときに償還できる猶予特例債を昨年度措置

したという状況です。

今年については、ある程度税収が下がるんじゃないかという見込みを立て、それで交付税措置等もしっかりされているので、今回はそういう状況になっています。

堤委員 分かりました。いいです。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については、関係する農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

総務企画委員会資料の15ページをお開きください。

今回の改正は、キャッシュレス決済への対応に伴う徴収方法、銃砲刀剣類関係事務手数料、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料の3件です。

まず、1のキャッシュレス決済への対応に伴う徴収方法の改定です。県では令和元年度に策定した行財政改革推進計画を踏まえ、令和6年度までに全窓口での公金収納のキャッシュレス対応を目指しています。

これに伴い、使用料及び手数料について、条例第4条において定められている徴収方法を、クレジットカード、電子マネーあるいはQRコード決済などに対応できるよう条例改正を行うものです。

施行日ですが、令和4年1月4日を予定しています。

次に、2の銃砲刀剣類関係事務です。近年、

クロスボウを使用した凶悪事件が相次いで発生したことを受け、銃砲や刀剣類に加えクロスボウについても規制をする必要が生じたことから、銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、クロスボウの所持が許可制になりました。

これを受け、(1)のとおりクロスボウ所持許可等に係る手数料を国の標準令と同額に設定します。

また、(2)猟銃又は空気銃関係手続に係る手数料についても、標準令において、クロスボウ所持許可等に係る手数料と同額とされていることから、標準令と同額とする改正を行います。これまで本県では、有害鳥獣駆除要員確保の観点から、標準令よりも低く手数料を設定していましたが、今回の改正により、単価の整合を図る必要があることから、増額改定します。

ただし、有害鳥獣による農業被害の拡大防止に引き続き取り組むため、有害鳥獣駆除等の所持目的に限り、所持許可申請手数料等を3年間、従前の額とする経過措置を設けます。

こちらは令和4年3月15日が施行日です。

次の16ページを御覧ください。三つ目は長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務です。

耐震性、省エネルギー性能等が十分に確保された長期優良住宅の普及促進を目的とした長期優良住宅認定制度について、その認定を促進する観点から、法律の一部改正が行われたことを受け、使手料条例の一部改正を行います。

まずは、長期優良住宅認定申請の際の添付書類について、法律で確認書と規定されたことに伴い、資料(1)の改正例のとおり、これまで適合証としていた箇所を確認書に改正します。

次に、(2)のとおり、分譲マンションの長期優良住宅認定にあたっては、これまで1戸ごとに認定申請を行う必要がありましたが、法改正により、住棟単位での申請となることに伴い、算定方法を規定するものです。

また、(3)のとおり、共同住宅における長期優良住宅の普及促進のため、建築物の容積率を建築基準法の規定よりも緩和する制度が創設されたことに伴い、この容積率緩和の特例許可

申請に係る審査手数料を新設するものです。金額は従前から設定されている建築基準法による特例許可申請に係る審査手数料と同額としています。

これらの施行日は令和4年2月20日です。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第107号議案当せん金付証券の発売について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 総務企画委員会資料の17ページを御覧ください。

第107号議案当せん金付証券の発売について、いわゆる宝くじの発売です。

宝くじについては、当せん金付証券法により、都道府県及び指定都市が公共事業等の費用に充てるための資金を調達する場合に、その発売が認められています。地方公共団体ごとの売上額の約4割がその団体の収入となり、本県の宝くじ収入は令和2年度で約28億円となっています。

今回の議案は、令和4年度に本県が他の地方公共団体と共同して宝くじを発売するにあたって、総務大臣への発売許可申請の際に必要な宝くじの発売限度額について、議会の議決をお願いするものです。

令和4年度の発売限度額については、全国の発売計画額及び直近の売上実績等を勘案して見積もり、令和3年度より5億円多い113億円としました。

主な増減理由は、令和4年3月から新たに無

抽せん型インターネット専用くじが発売開始となること等に伴う全国発売計画額の増額と、ナンバーズなど数字選択式くじの本県での販売実績を考慮したことによる増額です。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会及び農林水産委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

井下市町村振興課長 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。

総務企画委員会資料の18ページを御覧ください。

本条例は、地方自治法の規定に基づき、県の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲等を定めた条例です。

このうち、今回は、別表第1の各市町村に移譲する事務及び別表第2の大分市に移譲する事務について、対象市町村及び移譲事務の追加を行うものです。

まず、1の権限移譲先市町村の追加ですが、農地法に基づく県の事務の一部について、市町村との協議が整ったことにより、別表第1の移譲先市町村へ由布市を追加するものです。農地法については、これまでに12市町村へ移譲済みとなっています。

移譲する事務は、農地法第4条及び第5条に基づく農地の転用許可並びに許可内容と実際の利用状況に相違がある場合に、現地調査や処分を行う事務となります。

続いて、2の規則改正に伴う移譲事務の追加ですが、今回、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の改正に伴い、麻薬取扱者及び向精神薬営業者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があったときは、所轄の保健所へ変更届出書を提出することが義務付けられました。

この改正を受け、役員の変更届出書を受理する事務を委譲することについて、協議が整ったので、県から大分市へ移譲する事務として別表第2に追加するものです。

最後に、3の施行期日ですが、市町村への事務の円滑な移譲及び改正法令の施行日を踏まえ、どちらも令和4年4月1日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

井上委員 直接関係あるかちょっと分かりませんが、農用地に太陽光発電の装置を置いて、太陽光発電の装置を高くして、下に農作物を植えるんですよ。それは農作として、収穫する。そういうような転用はできるの。転用というか、容易にできるんですか。これで言えばどういう立場になるのかな。許可をもらわなきゃいけないの、どうなんですか。意味分かりますか。

井下市町村振興課長 すみません、手持ちの資料の中にないので、確認の上、御報告させていただきます。

井上委員 すみません。そういうのが出てきてね。

堤委員 これは13市町村になるんだけれども、あと、佐伯市とか杵築市かな、今見たら。それは今協議しているのかな。どういう状況ですか。いや、せんよとか、いつまでにしますよとか、そういう経過は今どうなっているんですか。

井下市町村振興課長 毎年、既に移譲を行っている市町村の状況について、まだ移譲が行われていない市町村に対して情報提供を行っています。その上で、話し合いをさせていただいています。

堤委員 それは話し合いはしていると思うんだけど、相手の反応なんです。もうしないよと

か、そういうのはないですか。ちょっと時期が早いからもうちょっと待とうとか、相手の反応はどうなんですか。

井下市町村振興課長 それぞれ市町村によっても、職員の状況だとか、件数だとか、そういったところがあるので、個別の事情にはなるんですけども、全く話し合いに応じないところはありません。それぞれの事情に応じて、いつぐらいからすべきなのかを御検討いただいている状況です。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会及び農林水産委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 私から1点だけ。説明会のときにもお尋ねしたんですけども、国土強靱化5か年加速化対策関連事業が5か年の間で15兆円という規模で行われるということで今進められています。5か年で15兆円で、それが例えば前倒しになり過ぎて、5か年目が少なくなるとか、足りなくなるとか、計画どおりにいけなくなるとか、そういったものを危惧されている現場の声も聞くんですけども、そのあたり、国への働きかけを含めて、状況がどうなのかをお知らせください。

高木財政課長 国の5か年対策事業で、5か年で15兆円が昨年示されました。昨年も補正予算で国で措置されたんですが、その際の事業費は一応4.2兆円と聞いています。やはり15兆円、5年で割ると3兆円ずつなんですけど、少し前倒ししたのかなと思っています。それにあ

わせて、今年度の補正については、全体の大体8割から9割ほどに国の予算もなっているので、少し縮小はされていますが、5か年でしっかりやるところを早めにやるということで、少し前がかりになっている可能性はありますが、順次5か年、しっかりとある程度の事業費で進んでいくのではないかと考えています。

和田総務部長 ちょっと補足すると、初年度が少し前倒しになっていて、おおむね残りを4分の1にしたぐらいの金額が今回積まれたと私は聞いています。ただ、15兆円そのものがどうかについては、そもそも15兆円に決まるときもいろんな政治的な判断もあって決まっているので、その点については引き続きいろんなチャンネルを通じて国に要望していくことは当然あり得るんだろうなと思っています。

森委員長 その5か年後というものの働きかけについてはいかがですか。

和田総務部長 まだ5か年が終わっていないので、正直、知事会レベルでも5か年が終わった後のことまでまだ議論は出ていないんですけど、まずは5か年分の予算をしっかりと15兆円確保する、場合によっては当初予算で確保したり、金額についてもいろんな議論は当然あり得るのかなと思います。まず、それをやった上で、多分、5か年が終わる頃になってきたら、また知事会、市町村長会等も通じてそういった議論がさらに巻き起こっていくのかなと考えています。

森委員長 地方にとっては貴重な事業なので、ぜひ引き続きの働きかけ、私どもも頑張っていきたいと思います。

そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、ほかにないようですので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行いますので、そのままお待ちください。

〔総務部退室〕

森委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

次に、来週の調査についてです。事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明、協議〕

森委員長 それでは、皆さんよろしくお祈りします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 私から2点ほど提案です。

総務企画委員会も今年も残り僅かで、来年も3か月で終了です。活動の中で、今年もコロナの関係でできなかったこともたくさんあります。

一つ目の提案が、今回、臼杵市がユネスコ創造都市ネットワークに加盟が認定されたということもあって、そちらの調査を年明けにしたかどうかというのが1点。

もう1点が、県外調査も難しいということで、各県外事務所の取組をリモートで聴取するのはいかがでしょうか。なかなか、事務所の方もあちこち動けなくて大変だということも伺っています。ぜひ状況を確認したいと思っています。

皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、そのように準備したいと思います。

あと、参考人招致をまだ1回もしていないんですけども、皆さんから何かアイデアがあったら、事務局までお願いします。

これをもって本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。